

# 短期入所生活介護事業所 ときの音色 利用料金表

## 【利用料金（介護予防）】

令和8年6月1日から

(地域区分：6級地 1単位＝10,33円)

### ①. 介護保険給付サービス

利用サービス費	要支援1	529単位
	要支援2	656単位

### ②. 加算

\* ●以前からの加算 ○今回新たに算定 □該当者のみ

算定項目	内容等	単位数
● サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	国家資格(介護福祉士)を取得している介護職員の人員割合	186円/日
○ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	生産性向上と業務効率化を推進・評価する	103円/月
□ 口腔連携強化加算	口腔の健康状態を評価・情報共有し在宅歯科専門職に繋げる	517円/月
□ 若年性認知症入所者受入加算	65歳未満で若年性認知症と診断された利用者に専門的なケアを提供	1,240円/日
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の17.6%を加算	
● 送迎加算	居宅と事業所間を片道ごとに算定(土日祝は送迎不可)	1,901円/片道

### ③. 介護保険給付対象外サービス

介護保険負担限度額認定	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費(1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,825円
居住費(1日)	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
おやつ費(1食)	110円	※提供を辞退される方はお申し出ください。			

① + ② + ③ = 1日のご利用料金になります。

## 【利用料金（介護）】

### ①. 介護保険給付サービス

利用サービス費	要介護1	704単位
	要介護2	772単位
	要介護3	847単位
	要介護4	918単位
	要介護5	987単位

### ②. 加算

\* ●以前からの加算 ○今回新たに算定 □該当者のみ

算定項目	内容等	概算額
○ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	生産性向上と業務効率化を推進・評価する	103円/月
□ 口腔連携強化加算	口腔の健康状態を評価・情報共有し在宅歯科専門職に繋げる	517円/月
□ 若年性認知症入所者受入加算	65歳未満で若年性認知症と診断された利用者に専門的なケアを提供	1,240円/日
● サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	国家資格(介護福祉士)を取得している介護職員の人員割合	186円/日
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の17.6%を加算	
送迎加算	居宅と事業所間を片道ごとに算定(土日祝は送迎不可)	1,901円/片道

### ③. 介護保険給付対象外サービス

介護保険負担限度額認定	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費(1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,825円
居住費(1日)	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
おやつ費(1食)	110円	※提供を辞退される方はお申し出ください。			

① + ② + ③ = 1日のご利用料金になります。

#### ④. その他サービス

理美容（第1月曜日）	利用期間中にご希望の方のみご利用いただけます。 また要した費用は後日請求となります。 提携：移動出張理美容室 さくら
日常生活品	日常生活において、ご利用者が負担することが適当と認められるものは、費用の実費をいただきます。
販売車（第4火曜日）	移動販売車が施設に来られます。ご希望の方はお菓子や漬物等買っていただいています。費用は利用料請求に合わせての請求となります。 提供：移動販売車 はじ丸

#### 【介護保険給付対象外サービス】介護保険負担限度額について

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者</li> <li>・生活保護者受給者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金等が1,000万円以下の方（夫婦で2,000万円の方）</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計80万円以下の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円の方）</li> </ul>
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計80万円超120万円以下の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円の方）</li> </ul>
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計120万円を超える方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円の方）</li> </ul>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が市民税非課税でも世帯に市民税課税者がいる方</li> <li>・本人が市民税課税の方</li> <li>・配偶者が市民税課税の方（世帯が分離している配偶者に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方</li> </ul>



【連絡先】  
☎：059-252-8020  
担当：谷